

表2－1 精神障害の労災補償状況

年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区 分						
精神障害	請求件数	2060 (952)	2051 (999)	2346 (1185)	2683 (1301)	3575 (1850)
	決定件数注2	1586 (688)	1906 (887)	1953 (985)	1986 (966)	2583 (1283)
	うち支給決定件数注3	509 (179)	608 (256)	629 (277)	710 (317)	883 (412)
	[認定率]注5	[32.1%] (26.0%)	[31.9%] (28.9%)	[32.2%] (28.1%)	[35.8%] (32.8%)	[34.2%] (32.1%)
う ち 自 殺注6	請求件数	202 (16)	155 (20)	171 (15)	183 (29)	212 (24)
	決定件数	185 (17)	179 (17)	167 (20)	155 (20)	170 (23)
	うち支給決定件数	88 (4)	81 (4)	79 (4)	67 (6)	79 (7)
	[認定率]	[47.6%] (23.5%)	[45.3%] (23.5%)	[47.3%] (20.0%)	[43.2%] (30.0%)	[46.5%] (30.4%)

審査請求事案の取消決定等による支給決定状況注7

年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区 分						
精神障害	支給決定件数注8	8 (1)	25 (7)	22 (6)	25 (6)	18 (8)
	うち自殺	2 (0)	12 (0)	5 (0)	1 (0)	5 (0)

注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に係る精神障害について集計したものである。
2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
4 複数業務要因災害として決定した事案は、上表における決定件数の外数である。
5 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。
6 自殺は、未遂を含む件数である。
7 審査請求事案の取消決定等とは、審査請求、再審査請求、訴訟により処分取消となったこと等に伴い新たに支給決定した事案である。
8 審査請求事案の取消決定等による支給決定件数は、上表における支給決定件数の外数である。
9 ()内は女性の件数で、内数である。なお、認定率の()内は、女性の支給決定件数を決定件数で除した数である。

図2－1 精神障害の請求、決定及び支給決定件数の推移

